

一関地区広域行政組合議会会議録

平成 21 年 8 月 10 日招集

第 9 回 定例会

一関地区広域行政組合議会

目 次

議 事 日 程	1
審 議 結 果 等	2
一 関 地 区 広 域 行 政 組 合 議 会 定 例 会 議 録	3
開 会 及 び 開 議 宣 言	4
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 (神 崎 浩 之 君 ・ 木 村 實 君)	5
会 期 の 決 定	5
一 般 質 問	5
鈴 木 英 一 君	5
1. 第 4 期 介 護 保 険 事 業 計 画 に つ い て	
(1) 施 設 利 用 待 機 者 が (平 成 20 年 3 月 末 824 人) と な っ て い る 。 県 内 他 市 で は 特 養 ホ ー ム を 増 や し て い る が 、 一 関 市 は 増 や す 計 画 が な い が な ぜ か	
(2) 花 泉 診 療 セ ン タ ー が も し 福 祉 施 設 の 併 設 と な っ た ら 、 第 4 期 計 画 は 変 更 す る の か 。 療 養 病 床 施 設 と す べ き と 思 う が 、 管 理 者 の 見 解 を 聞 き た い	
(3) 計 画 書 P32-33 に あ る 地 域 ケ ア 体 制 の 整 備 に つ い て 、 地 域 ケ ア 推 進 の 具 体 的 な 方 法 に つ い て	
(4) 介 護 従 事 者 処 遇 改 善 臨 時 特 例 交 付 金 に つ い て 、 従 事 者 の 処 遇 改 善 に 具 体 的 に 反 映 さ れ て い る か	
神 崎 浩 之 君	10
1. 国 の 「 経 済 危 機 対 策 」 を 活 用 し 、 介 護 基 盤 整 備 や 、 介 護 人 材 雇 用 の 拡 大 を す べ き	
(1) 介 護 基 盤 の 緊 急 整 備 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 等 の 入 所 申 込 者 が 多 く 、 施 設 の 整 備 が 不 十 分 で あ る	
(2) 介 護 人 材 雇 用 の 拡 大 働 く 場 の 確 保 が 緊 急 に 求 め ら れ て い る 。 こ れ ら に 対 し 、 政 府 ・ 与 党 の 経 済 危 機 対 策 で 、 「 介 護 施 設 や 地 域 介 護 拠 点 の 整 備 に 対 す る 助 成 ・ 融 資 の 3 年 間 拡 大 」 を 盛 り 込 ん だ 。 当 組 合 で の 活 用 に つ い て 聞 く	
2. 「 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 」 を 失 敗 し な い 体 制 に 鳴 り 物 入 り で 整 備 さ れ る 「 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 」 で あ る が 、 第 4 期 介 護 保 険 計 画 に お け る 当 組 合 の 整 備 方 針 を み る と 、 設 置 の 趣 旨 か ら かけ 離 れ た 「 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 」 に 進 ん で い く よ う な 感 が あ る 。 本 来 の 趣 旨 の と お り 業 務 が で き る 体 制 に 整 備 す べ き で あ る が い か が か	
3. 4 月 か ら 見 直 し さ れ た 「 要 介 護 認 定 」 が 妥 当 で あ っ た の か	
(1) 見 直 し に よ り 不 都 合 が 多 い と 聞 く が 、 当 組 合 で の 状 況 は ど う な の か	
(2) ま た そ の 不 都 合 へ の 対 応 は	
報 告 第 1 号 継 続 費 の 精 算 報 告 に つ い て	14
報 告 第 2 号 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て	15
認 第 1 号 平 成 20 年 度 一 関 地 区 広 域 行 政 組 合 一 般 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て	16
認 第 2 号 平 成 20 年 度 一 関 地 区 広 域 行 政 組 合 介 護 保 険 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て	16
議 案 第 8 号 平 成 21 年 度 一 関 地 区 広 域 行 政 組 合 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)	30

議案第 9号 平成21年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第1号).....	30
閉会宣言.....	36

議 事 日 程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		一般質問
日程第 4	報告第 1号	継続費の精算報告について
日程第 5	報告第 2号	専決処分の報告について
日程第 6	認 第 1号	平成20年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定 について
日程第 7	認 第 2号	平成20年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決 算の認定について
日程第 8	議案第 8号	平成21年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）
日程第 9	議案第 9号	平成21年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算 （第1号）

審 議 結 果 等

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
報告第 1号	継続費の精算報告について	8月10日	議決不要
報告第 2号	専決処分の報告について	8月10日	議決不要
認 第 1号	平成20年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について	8月10日	認 定
認 第 2号	平成20年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	8月10日	認 定
議案第 8号	平成21年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）	8月10日	原案可決
議案第 9号	平成21年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）	8月10日	原案可決

一関地区広域行政組合議会定例会会議録

平成21年 8月10日 午前10時開議

定例会・臨時会の別 定例会
告示年月日 平成21年 7月31日
告示番号 一関地区広域行政組合告示第21号
招集日時 平成21年 8月10日
会議の場所 一関市議会議場

出席議員（17名）

1番	阿部正人君	2番	神崎浩之君	3番	大野恒君
4番	海野正之君	5番	尾形善美君	6番	千葉啓志君
7番	石川章君	8番	牧野茂太郎君	9番	佐々木清志君
11番	鈴木英一君	12番	千葉孝君	13番	伊東秀藏君
14番	藤野壽男君	15番	小野寺藤雄君	16番	木村實君
17番	岩淵一司君	18番	菅原啓祐君		

欠席議員（1名）

10番 阿部孝志君

職務のため出席した職員

事務局長	菊地敬喜	事務局次長	佐藤甲子夫
議事係長	八重樫裕之		

説明のため出席した者

管理者	浅井東兵衛君	副管理者	高橋一男君
副管理者	畠山博君	副管理者	坂本紀夫君
収入役	佐藤正勝君	広域行政組合事務局長	中里秀孝君
介護保険担当参事	阿部照義君	環境衛生担当参事	下村透君
介護保険課長	松岡睦雄君	環境衛生課長	菅原直君
介護福祉主幹	青山モト子君	介護福祉主幹	熊谷正明君
環境衛生主幹	石川二三夫君	環境衛生主幹	須藤久輝君
監査委員	小野寺興輝君	監査委員事務局長	阿部和子君

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 議事日程に同じ

第9回一関地区広域行政組合議会定例会

平成21年8月10日

午前10時00分 開 会

会議の議事

議長（菅原啓祐君） ただいまの出席議員は17名です。

定足数に達しておりますので、平成21年7月31日一関地区広域行政組合告示第21号をもって招集の、第9回一関地区広域行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議長（菅原啓祐君） 阿部孝志君から本日の会議に欠席の旨、届け出がありました。

議長（菅原啓祐君） 人事紹介について、管理者より申し出がありますので、これを許します。
浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） 平成21年度の人事異動に伴う議会出席幹部職員をご紹介申し上げます。
環境衛生担当参事、下村透であります。

（環境衛生担当参事、あいさつ）

管理者（浅井東兵衛君） 介護保険課長、松岡睦雄であります。

（介護保険課長、あいさつ）

管理者（浅井東兵衛君） 以上で職員の紹介を終わります。

議長（菅原啓祐君） 次に、人事紹介について、代表監査委員より申し出がありますので、これを許します。

小野寺代表監査委員。

代表監査委員（小野寺興輝君） この機会に監査委員事務局長を紹介いたします。

監査委員事務局長、阿部和子であります。

（監査委員事務局長、あいさつ）

代表監査委員（小野寺興輝君） 以上で紹介を終わります。

議長（菅原啓祐君） 次に、議会事務局長を紹介します。

議会事務局長の菊地敬喜です。

（議会事務局長、あいさつ）

議長（菅原啓祐君） 以上で人事紹介を終わります。

議長（菅原啓祐君） この際、諸般のご報告を申し上げます。

受理した案件は、管理者提案6件です。

鈴木英一君ほか1名から一般質問の通告があり、管理者に回付しました。

次に、質疑通告書3件を受理し、管理者に回付しました。

議長（菅原啓祐君） 次に、小野寺監査委員ほか1名から提出の監査報告書6件を受理しましたが、印刷物によりお手元に配付していますので、これによりご了承願います。

議長（菅原啓祐君） 次に、会議規則第90条ただし書きの規定により、議員派遣を当職において決定し実施したものを、議員派遣報告書としてお手元に配付していますので、これによりご了承願います。

議長（菅原啓祐君） 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

議長（菅原啓祐君） 議場での録画、録音、写真撮影を許可していますので、ご了承願います。

議長（菅原啓祐君） これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程により進めます。

議長（菅原啓祐君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を2名とし、会議規則第74条の規定により、議長において、

2番 神 崎 浩 之 君

16番 木 村 實 君

を指名します。

議長（菅原啓祐君） 日程第2、会期の決定を議題とし、お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定しました。

議長（菅原啓祐君） 日程第3、一般質問について、これより順次発言を許します。

第1回目の質問、答弁とも登壇の上発言願います。また、質問は通告に沿った内容であるとともに、回数は3回以内、持ち時間は30分以内としますので、質問、答弁に当たりましては特に意を配され、簡潔明瞭をお願いします。

最初に、鈴木英一君の質問を許します。

11番、鈴木英一君。

1 1番（鈴木英一君） 一般質問を通告に従い行いたいと思います。鈴木英一であります。

第1点は、第4期介護保険事業計画について伺いたいと思います。

施設利用の待機者が平成20年3月末824人となっております。「県内他市では特養ホームを増やしているが、一関市は」と書いてありますが、一関市、また広域行政組合はと読みかえていただければと思います。増やす計画がないが、なぜかということについてお聞きします。

第4期介護保険事業計画は、平成21年度から平成23年度まで3カ年計画であり、序論に始まり、第4期介護保険事業計画の枠組み、第1章、第3期計画の進捗状況から第7章、住民への情報提供と住民参加までの構成となっております。その中から、第5章、第4期計画の展開の第3、介護老人福祉施設の待機者のところでお聞きします。

平成20年3月末日現在、要介護度別待機者数の総数は824人であり、そのうち要介護4から5の方は399人であると記されています。そこでお聞きしたいのは、要介護4、5の重度の方々は居宅介護では大変厳しい状況に置かれていること、中には老老介護であったりして、ともに倒れてしまうことも考えられます。実際に何ともならない状況に置かれている事例も多々見られます。保険料は掛けているのに、一番介護が必要なときに介護が受けられない、施設の利用ができないまま待機状態になっている方々を、なるべく早く施設入所が可能になる状況をつくる必要があると思います。県内他市では特養ホームを増やしているところがあるのに、当一関市、また広域行政組合では増やされていないし、当第4期計画にもありません。待機者が必要なときに早く施設に入所できる環境を整えるために、特養ホームの増設をするべきと思われるが、管理者の見解をお聞きしたいと思います。

次に、7月30日の新聞報道で、県立花泉地域診療センター施設の利用をめぐって、希望する医療施設とするか福祉施設併設型にするかは別にして、民間移管へ公募開始とあり、8月25日まで

受け付けるとあります。

そこで、医療・福祉一体型の場合、福祉施設の種別などは事業者が提案することになっていますが、ここで考えられるのは、介護福祉施設と一体型の医療施設となった場合には、第4期介護保険事業計画に影響があり、計画の変更を迫られると思うが、どうなるものか伺いたいと思います。より現実的に考えた場合、県が責任を持つ療養型病床施設とすることがいいと思いますが、管理者はどんな見解を持っているかお聞きしたいと思います。

次は、計画書32、33ページとありますが、これは30から33ページに改めたいと思いますが、地域ケア体制の整備について、地域ケア推進の具体的な方法についてお聞きします。

地域包括支援センター体制充実のところ、介護予防や生活支援の観点から保健・医療・福祉・介護サービス関係者の連携を強化し、地域全体で高齢者を支える体制づくりを推進しますとあります。また、組合直営の地域包括支援センターは、連携の目標と支援の方法等を示します、それから包括的支援事業、介護予防支援、総合相談、権利擁護、包括的継続的ケアマネジメントに取り組むため、委託により最大で6カ所の設置を目指しますとあります。地域包括支援センターには、原則として保健師、主任介護支援専門員及び社会福祉士の配置が必要となることから、第4期計画実施期間中において段階的に整備を行いますとあり、地域包括支援センター設置の目安とあるが、委託により最大で6カ所設置を目指すとの場合、委託先として考えられるのはどの事業者になるのか、具体的に明らかにしていただきたいと思います。その場合、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士の配置が必要になるとありますが、委託先の必要条件が満たされないことも考えられるが、具体的にどう対応するのか説明を求めます。

また、地域支援会議、地域ケア会議、地域連携推進会議の構成員はどの機関が選ぶのか、また、その各会議の責任はどの機関の方が持つのか説明をいただきたいと思います。具体的に、この半年間に動いた地域があるのか明らかにしていただきたい。

次は、介護従事者処遇改善臨時特例交付金について伺います。従事者の処遇改善に具体的に反映されているか伺います。

介護従事者等の人材確保のための処遇改善に関する法律によって、平成21年度介護報酬改定率を3%引き上げることになったのですが、これに伴って第1号被保険者の介護保険料も上昇することとなるため、国から交付される介護従事者処遇改善臨時特例交付金を基金として積み立て、平成21年から平成23年度までの所要額を特別会計に繰り入れ、第1号被保険者の負担を軽減するとあります。この名目からすれば、介護従事者の処遇改善のための交付金と思われるが、介護従事者の処遇改善はこの臨時特例交付金によって進んだのか、あるいは進んでいないのか、この仕組みについて、介護福祉施設では人材の確保が困難である状況が続いている今、具体的に処遇改善につながったものか説明を求めるものであります。

以上で壇上からの質問といたします。

議長（菅原啓祐君） 鈴木英一君の質問に対する答弁を求めます。

浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） ただいまの鈴木英一議員のご質問にお答えいたします。

当組合では、平成27年をピークとする高齢化の中で、介護保険制度の安定的な運営を目指しつつ、高齢者が要介護状態になりましても尊厳を維持し、それぞれの状態に応じた日常生活を営むことができることを目標として、平成21年度から平成23年度までを期間とする第4期介護保険事業計画を策定いたしました。

第4期介護保険事業計画における介護サービス基盤整備につきましては、小規模多機能型居宅介護施設等の地域密着型サービスで在宅介護を支援してまいりたいと考えております。

次に、県の花泉地域診療センターの施設活用につきましては、花泉地域の医療体制の充実を図ることが大切でありますので、まず有床診療所の設置を望むものであります。介護施設を併設する場合にあっては、その形態を応募者の自由な発想で設置する提案型が当該地域の医療及び福祉の充実にもつながるものと考えております。

なお、第4期介護保険事業計画等の具体につきましては、事務局長から答弁をいたさせます。ご了承願います。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 第4期介護保険事業計画についてお答えいたします。

初めに、施設利用待機者が平成20年3月末現在824人となっている、県内他市では特養ホームを増やしているが、増やす計画がないのかについてであります。

まず、施設利用待機者の状況について申し上げます。

介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームの入所を希望し待機している方は、平成20年3月末現在で824人です。そのうち、介護老人保健施設やグループホームなどの施設に入所している方は400人、それ以外に在宅で入所を希望し待機している方が265人、また病院に入院中の方で入所を希望している方が159人の、合わせて424人となっております。この424人のうち、要介護4及び5の重度の方は197人の46.5%となっております。

こうした待機者の解消のため、特別養護老人ホームを増やす計画がないかについてですが、第4期の介護保険事業計画の策定に向け、平成20年6月に介護サービス事業者に対し、第4期計画期間中における介護サービスの指定について説明をいたしました。事業者より介護老人福祉施設の指定希望がありませんでしたので、第4期事業計画におきましては、小規模多機能型居宅介護施設等の地域密着型サービスで複合的に在宅介護を推進してまいるところであります。

なお、今年度におきまして、国から経済危機対策といたしまして介護基盤緊急整備等臨時特例交付金等の交付が予定されておりますことから、構成市町と協議をしながら、その他の施設整備計画を検討してまいりたいと考えております。

次に、花泉地域診療センターがもし福祉施設の併設となったら、第4期計画は変更するかについてであります。

県医療局では、花泉地域診療センターの施設を活用して、有床診療所の運営を基本とし、介護や福祉等の事業をあわせて行う事業に関する企画提案と事業者を7月31日から募集しております。介護保険事業計画の変更につきましては、原則として市町村が利用定員総数を定める施設については計画変更が必要ですが、定員総数を定めない施設では変更の必要はございません。今後、応募事業者の提案内容によっては、第4期介護保険事業計画の変更があり得ますが、今回につきましては、花泉地域の医療体制の充実を図り、あわせて介護保険施設の充実を図ること、さらには県からの県立病院等空き病床利用型介護保険事業特例交付金により、保険料や構成市町からの負担金の増に影響を及ぼさないことなどから、特例として取り扱うものであります。

事業計画の変更内容につきましては、提案事業者が確定し、施設の形態、規模、運営開始時期など判明した時点で精査してまいります。

次に、計画書30ページから33ページにあります地域ケア体制の整備について、地域ケアの具体的な方法についてであります。

第4期計画では、在宅での介護や生活支援を必要とする人を早期に発見し、必要に応じて保健、医療、福祉等の多様な支援によって地域で安心して生活できるように、あらゆる場面での課題の発見、課題の共有及び課題の解決を連携して行えるよう、その地域に適合した、より効果的な地域ケアの仕組みを構築しようとするものであります。具体的には、構成市町の各支所、各町単位において、保健福祉課や保健センターごとに、地域支援会議や地域ケア会議を年6回から12回程度開催し、行政からの情報提供、相談ケースの事例紹介などを行っております。また、西部及び東部地域包括支援センターごとに地域連携推進会議を年数回開催し、課題解決に向けて必要な関係者を一堂に会し、協議を実施しておるところでございます。

次に、介護従事者処遇改善臨時特例交付金について、従事者の処遇改善に具体的に反映されているかについてであります。

初めに、介護従事者処遇改善臨時特例交付金について申し上げます。

介護従事者等の人材確保のための処遇改善に関する法律の成立を踏まえ、平成21年度介護報酬改定率を3%増とすることが決定されたところでございます。これに伴い、第1号被保険者の介護保険料が上昇することになりますが、この上昇幅を軽減するための財源として、国から介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付されたところでございます。組合といたしましては、この交付金を基金として積み立て、平成21年度から平成23年度まで、各年度の所要額を介護保険特別会計に繰り入れ、第1号被保険者の保険料負担を軽減しようとするものであります。

なお、介護報酬改定率3%増の改定に伴う介護従事者の処遇改善につきましては、国の社会保障審議会介護給付費分科会において、今回の介護報酬改定が介護従事者の処遇改善につながっているかどうかという点についての検証を実施することとされ、各施設に対し、介護従事者の報酬改定前と改定後の給与等の実態把握などの調査を本年10月に実施することとしております。この調査結果の分析を来年4月以降に報告すると予定しているところでございます。組合といたしましては、この調査結果を見守ってまいりたいと思っております。

なお、国では今年度から3年間、介護職員の処遇改善をさらに進めていくこととし、介護事業者からの申請に基づき、介護職員処遇改善交付金、仮称でございますけれども、この交付金を介護報酬とは別に交付することとしております。これは、都道府県が基金を設置して実施するものであり、事業の内容につきましては、介護サービスの事業所の種別ごとに交付率が異なりますが、介護職員・常勤換算1人当たりの賃金月額を平均1万5,000円の引き上げに相当する額となっております。なお、県から直接事業所に交付されるものでありまして、各事業所に対しての説明会は7月30日に開催されたところでございます。以上であります。

議長（菅原啓祐君） 11番、鈴木英一君。

11番（鈴木英一君） 最初の特養ホームの必要性について伺ったのですが、答弁は、事業者よりの希望がなかったから計画に入れなかったということですが、私が聞きたいのは、管理者が、特養ホーム等が、今の待機者が大変困っている状態の中で本当に必要ないのか、私は、特養ホームがやっぱり今の段階ではもっと必要だというふうに考えますが、管理者がそのことを考えたのかどうかですね、そこもお聞きしたかったんです。単なる事業者が希望しなかったということではなくて、組合なり管理者がどういう気持ちで今この待機者を見ておられるのかということをお聞きしたいために聞いたのですから、そこを答弁していただきたいと思っております。

それから、地域ケア体制の整備についてですが、いろんな形で地域の方々の代表とか民生委員さんとかいろいろ構想はあるようですが、その構想に従って、会議という形になってはいますが、

どこの機関がどう責任を持って、運営するのか、具体的にその動きが、実際にやられているとすればその事例をお聞きしたいし、これからだというのであれば、その分野がどういう形で運営されていくという見通しになっているのか、そのことが聞きたかったのですし、住民の方々も本来の地域ケアということを考えて場合、地域でどう責任を持てばいいのかということ非常に心配していますので、そのことを再度お聞きしたいと思います。

それから、具体的にその事業者がこれから検証されると、10月に行われる検証によって来年4月までに報告できるという今の答弁ですが、具体的に基金を設けて、介護従事者に対して県は1万5,000円、基金からということですが、それならば臨時特例交付金が、名前は従事者の待遇改善ということになっているのに実際にはそうではないと、第1号被保険者の保険料の負担が少なくなるよという配慮だと言われるのですが、この名前とやっていることがどうも一致しないと。だから、そこはどうして処遇改善臨時特例交付金がそういうふうになってしまうのか、その点をもう一度、私が飲み込めるように説明してほしいと思います。以上です。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 特養ホームの待機者にかかわって、本年度、第4期の事業計画においては含めなかったところでございますけれども、確かに、先ほど来、待機者の数につきまして申し上げたところでございますけれども、多くの方々がその特別養護老人ホームの施設について待っているというのはそのとおりでございます。ただ、しかしながら、現実的にこれらの整備を図っていくということになりますと、事業者の方々でもいろいろ検討されているところでございまして、そのようなことで、今回につきましては小規模多機能型等で整備を図っていこうというように考えたところでございます。

それと、ちょっと順番がずれて恐縮でございますけれども、処遇改善にかかわる部分でございます。確かにこの介護従事者処遇改善臨時特例交付金というような名称でうちの方に交付を受けただけですけれども、あくまでもこれにつきましては、今回、第4期の事業計画において介護報酬の3%の上昇になったところでございますけれども、直接保険者の方の跳ね返りの幅を抑えようというようなことで組合の方に基金がまいりまして、それで上昇幅を抑制したというようなところであります。この特例交付金につきましては保険者の方にまいったところでございます。

そのほかについては課長から答弁させます。

議長（菅原啓祐君） 松岡介護保険課長。

介護保険課長（松岡睦雄君） 私からは、地域支援会議、地域ケア会議について申し上げます。

先ほど事務局長からも申し上げましたとおり、構成市町の各支所、各町単位において、保健福祉課や保健センターごとに地域支援会議、地域ケア会議を月2回程度から隔月程度開催して、行政からの情報提供、相談ケースの事例紹介などを行っております。具体的な構成員といたしましては、介護支援専門員、地域包括支援センター職員のほか社会福祉協議会の職員の方、在宅支援センターの職員の方、それから医療機関の方、民生委員の方等々、構成になっていただいております。

会議では、さまざまな地域課題や困難事例などについて話をさせていただいております。また、会議のあり方については、日々、会議の都度、どういうふうな方向がいいのか、そのあり方についても検証、検討していております。以上であります。

議長（菅原啓祐君） 11番、鈴木英一君。

11番（鈴木英一君） 管理者がおりますので、管理者がその特養ホームの必要性について、どうい

うお考えなのか、そのことだけお聞きしたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） 特養の施設について、必要についてということではありますが、どういう考えでいるかと、現在、待機者が大変困っているということ、それは待機者の希望者が多いということでもあります。しかしながら、これもいろいろと、現在、なかなか民間でそれをやるとしても手が拳がらないという状況もあり、いずれにせよ何とかしなくてはならないということで、小規模多機能型で対応せざるを得ないという考えを持っております。以上であります。

議長（菅原啓祐君） 通告時間に達しましたので、鈴木英一君の質問を終わります。次に、神崎浩之君の質問を許します。

2番、神崎浩之君。

2番（神崎浩之君） 2番、神崎浩之です。本定例会におきましても一般質問の機会をいただき、先輩議員に感謝申し上げます、3点質問してまいります。

3つの質問のうち2点につきましては、先ほど実施いたしました弘前市への視察において同じ質問をしておりますので、どうぞ弘前市よりも温かいご答弁をお願いしたいと思います。

まず初めに、国の経済危機対策を活用し、介護基盤整備や介護人材雇用の拡大をすべき、であります。

政府は、平成20年度補正予算、平成21年度当初予算、そして、ことし5月29日に補正予算を成立させ、どんどん経済対策、雇用対策を出しております。経済分野以外にもこの介護の分野に対して国は大いに財政支援を行おうとしてまいります。そういうおいしい誘いが来るが、おいしい話も市町村から申請がなければ我々住民の手には届きません。当組合としてそれに対し的確に早急に受け、活用する体制ができているのか、お聞きをいたします。

政府与党は、経済危機対策で介護基盤整備、介護人材雇用ということで特養待機者が38万人いる、それから自治体は第4期計画を策定済みですが、5期以降の需要も見越して先行的に整備してほしいというふうなことを述べております。また、全国で16万人の拠点整備を目標ということでこの事業を組み立ててまいります。心配なのが市町村負担分も合わせて増えてまいります、これにつきましても、自治体の負担分の財源については、地域活性化公共投資臨時交付金で市町村負担分を穴埋めするというふうなことも出てきておりますので、(1)の介護基盤の緊急整備についての考え方、それから(2)の介護人材雇用の拡大について1つ目の質問とさせていただきます。

次に、2つ目ですが、地域包括支援センターを失敗しない体制にということでもあります。

鳴り物入りで整備される地域包括支援センターであります。これは今後、地域の市町村の介護の駆け込み寺的中心となるセンターでありますので、特にこれから委託される前に強く申し上げておきます。

第4期介護保険事業計画における当組合の整備方針を見ますと、設置の趣旨から離れた地域包括支援センターに進んでいくような感があります。本来の趣旨のとおり業務ができる体制に整備すべきであると思いますが、いかがでしょうか。

それから3番目ですが、4月から要介護認定が見直されております。この4月から見直しされた要介護認定は妥当であったのかであります。全国のデータを見ますと、4月から要介護認定の見直しがされましたけれども、軽度に判定される傾向があるというようなデータが出ております。また、自治体ごとに審査のばらつきがあるというようなデータも出ております。また、非該当及

び軽度の割合が増えている、在宅で軽度が多くなる傾向があるというようなことが出ておりますが、当組合の要介護認定の状況については、どういうふうな状況になっているのかお聞きしたいと思えます。

2番目は、その不具合への対応について、当組合ではどういうふうな対応をするのかということについて3点質問させていただきまして、この場からの質問とさせていただきます。

議長（菅原啓祐君） 神崎浩之君の質問に対する答弁を求めます。

浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） 神崎浩之議員のご質問にお答えをいたします。

まず、地域包括支援センターは、介護保険法の改正により、高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り自立した生活を続けることができるように包括的に支援することを目的として、平成18年度に当組合管内に2カ所設置いたしました。第4期介護保険計画では、さらなる高齢化の進行や独居高齢者の増加が予測されますことから、高齢者が安心して暮らせるよう地域包括支援センターの体制を充実することとしております。

なお、地域包括支援センターの具体や国の経済危機対策の活用及び要介護認定については、事務局長から答弁をいたささせていただきますので、ご了承を願います。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 国の経済危機対策を活用し、介護基盤整備や介護人材雇用の拡大をすべくについてお答えを申し上げます。

国では、現下の厳しい経済雇用情勢の中、介護機能強化と雇用の創出が緊急に求められていることを踏まえまして、未来への投資として都道府県に基金を創設し、各地域において将来必要となる介護施設、地域介護拠点の緊急整備等を行うため、約2,495億円の介護基盤緊急整備等臨時特例交付金を交付することになりました。岩手県では、これを受けまして、介護サービス施設等整備臨時基金を造成し、介護基盤整備に対する補助と既存施設のスプリンクラー整備に対する補助を行うことといたしました。

各事業の概要について申し上げますと、まず1点目でありまして、地域密着型サービスに係る既存の市町村交付金を拡充し、29人以下の小規模介護老人福祉施設や小規模老人保健施設等、介護拠点を緊急に整備する事業に対しまして、平成21年度から平成23年度までの3年間に限り補助単価の増額等を行い、整備の促進を図るものでございます。補助金額につきましては、例えば認知症高齢者グループホームを設置する場合には、現行の1施設当たり1,500万円の補助から2,625万円に増額されるものであります。また、2点目といたしましては、既存施設等の消防法施行令改正に対応するスプリンクラーの設置者に対して補助することにより、施設の防災対策を促進しようとするものでございます。

当組合管内における介護基盤につきましては、第4期の介護保険事業計画により整備を進めていくこととしているところであり、今年度におきましては85床の認知症対応型生活介護、いわゆるグループホームの整備を予定しているところであります。構成市町によりまして、グループホーム整備を希望しているほとんどの法人が、この市町村交付金を利用しての整備を予定しているというところでございます。また、今回の交付金事業は、第4期事業計画施設のほかに第5期事業計画の先取り整備であり、未来への投資として位置づけられたものであります。この整備により介護給付費の増加が見込まれ、そして第5期の保険料の上昇に結びつくと考えられますが、今回の経済危機対策による制度を活用することにより、各事業者が設置する際の財政面での優遇措

置があること、また、施設を整備することにより介護老人福祉施設の待機者の解消につながるなどから、積極的な活用が望まれるものと考えております。

今後、補助事業の実施主体であります構成市町と連携し、各事業者の整備の意向を確認し、補助の導入について情報提供等を積極的に行ってまいりたいと考えております。

次に、介護人材雇用の拡大についてでございます。

県では、国からの交付金を基金として造成し、緊急雇用創出事業を行っておりますが、地域包括支援センターなど相談支援の専門職のバックアップを行う事務職員等を雇用する事業を緊急雇用創出事業の事業例として新たに位置づけることとしております。具体的には、地域包括支援センターの職員が相談支援業務に集中できる環境をつくるため、利用者に関する情報を整理し、専門職の業務を軽減するための事務や認知症についての正しい理解を持ち、認知症の方を適切な支援へつなげる業務等を行う職員を配置する事業でございます。この事業を活用するためには、各種要件がありますので、今後、内容等を精査してまいりたいと考えているところでございます。

次に、地域包括支援センターを失敗しない体制にという質問について申し上げます。

高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することができるようにするためには、介護サービスを初め、さまざまなサービスが高齢者のニーズや状態の変化に応じて、切れ目なく提供されることが必要であります。

地域包括支援センターの役割といたしましては、介護予防ケアプランの策定・評価などを行う業務、介護保険に限らない総合的な相談や支援の業務、高齢者の人権や財産を守る権利擁護業務、そして包括的継続的ケアマネジメントの支援業務とされております。また、独居で介護を必要とする高齢者や認知症傾向を持つ高齢者の増加が予想されることから、在宅での介護や生活支援を必要とする人に対しまして、必要に応じて保健、医療、福祉などの多様な支援を包括的、継続的に行うことが必要であるとされております。

これらの役割を果たすため、地域包括支援センターには3職種といわれる保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を専任の職員として配置することが求められております。第4期の計画においては、組合直営の地域包括支援センターを中核とした包括的支援体制を整えることを目標に、現在、直営の2カ所を、直営1カ所と委託6カ所の計7カ所に設置することと計画しております。この結果、専任の職員は11名から23名に増員になるものであり、地域ケア体制の構築に向けて進めてまいります。

委託につきましては、平成21年度は一関地域のうち一関、真滝、舞川、弥栄地区及び大東、東山地域の2カ所について、平成22年1月から予定しており、7月31日まで受託を希望する法人を募集したところでございます。募集要件といたしましては、3職種の資格を有する常勤の専従職員を配置すること、地域包括支援センターの総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的継続的ケアマネジメント支援業務を考慮し、指定介護予防支援の担当件数の上限を3職種1人当たり25件としたこと、次に、公正中立に包括的支援事業を実施していくため、また、構成市町の高齢福祉担当職員、保健センター職員と相互に情報交換ができ、効率的、効果的に推進していくため、開設場所を構成市町の公共施設内としたことなどとしております。

包括的支援事業にありましては、岩手県が策定しました両磐圏域地域ケア体制整備構想により、在宅での介護や生活支援を必要とする人を早期に発見し、必要に応じて保健、医療、福祉等の多様な支援によって安心して生活できる地域ケアシステムの構築が一層重要になってまいります。このため、生活圏域は一関市の各地域、平泉町、藤沢町をベースに、高齢者人口数などを総合的

に勘案し設定いたしましたところでございます。

花泉地域及び平泉町に配置いたします地域包括支援センターの2職種の配置についてでございますけれども、原則的には一つの地域包括支援センターに3職種という考え方でありまして、2職種の配置を全く認めないということではなくて、地域の実情によりまして2職種が可能となっております。以上が2番でございます。

次に、4月から見直しされた要介護認定は妥当であったのかについて申し上げます。

本年4月からの要介護認定につきましては、より正確に介護の手間を反映し、不公平感につながりかねない認定調査結果の差異を減らすため見直しを行ったところでございます。特に介護認定調査につきましては、これまでの日常生活の支障を勘案して判断するという視点から、目に見える、確認し得るという事実による判定に移行したものであり、日常生活の支障事項は認定調査項目の特記事項に記載することに改正されたところでございます。具体的な認定審査の調査項目の変更数は、従来の82項目から74項目となったところでございます。

この新しい認定調査は、本年4月1日以降の申請から該当となり、新規申請、介護度の区分変更申請のほか、介護認定有効期間の満了に伴う要介護度の更新申請でございます。しかしながら、厚労省では、この新しい認定調査により更新申請を判定した場合、更新前の介護度と比較して軽度となる可能性があることなどから、介護認定の申請の際に希望調書もあわせて提出していただく経過措置をとることとしたものでございます。この経過措置の内容は、新しい認定調査で判定した結果、更新申請前の介護度に比べ介護度が低下することにより、従来の介護サービスが受けられないなどに対して考慮した対応でございます。具体的には、更新申請前の介護度と、

議長（菅原啓祐君） 申し上げますが、要点を絞って簡潔にわかるように答弁してください。

事務局長（中里秀孝君） 当組合では、4月1日から7月末までに更新申請された1,343件のうち292件がこの経過措置の適用を受けたところでございます。更新申請された1,343件の最終判定結果は、現状維持が79%、軽度が5%、重度が16%となっております。同じく、4月から7月末までの新規申請590件のうち非該当となった件数は30件、区分変更申請258件のうち却下した件数は18件となり、前年同期と比較しまして、いずれも増加となったところでございます。

こうした中、厚労省では、4月からの新しい認定調査により非該当や軽度の割合が増加したことや、自治体間での判定の差異が大きくなった項目があること、また、質問や要望が多く寄せられている調査項目など、それぞれを改正することとなったところでございます。この再度改正される認定調査は、この10月1日からの介護認定の申請をされる方から適用する予定となっております。このことによりまして、現在行われております経過措置につきましては、終了することになるものであります。以上であります。

議長（菅原啓祐君） 2番、神崎浩之君。

2番（神崎浩之君） 質問時間が30分の中で、5分も質問していないのに20分も制度の説明の答弁では一般質問の趣旨がそぐわれると思いますので、次回から注意していただきたいと思います。

2番目の地域包括支援センターでございますが、まず、なぜ委託するのかということでありまして。奥州市においては委託の方向であるが、やっぱり不安があるのでまだ民間には委託しないというふうな話を聞いております。それから委託料ですけれども、人件費で1人396万円×3人ということですが、これは専門職でありますので、こういうふうな金額ではきちんとした人材がそろわないのではないかというふうなこと、この辺についてお聞きいたします。その分を介護予防プラン作成費で穴埋めしろというふうなことになるわけですが、そういうことをやってい

ると厚生労働省が心配しているとおりに、3職種が3職種の仕事をしなくなるという厚生労働省の指摘があるんですが、まさにそういう包括支援センターになってしまうと思われるんですが、委託料も含めてその件をお聞きいたします。

それから、この計画を見ますと、本来3職種であるんですが、2人体制で整備するというような地域が3つあります。これは圏域の設定の仕方だと思んですけども、本来、例えば花泉地域も2人、平泉地域も2人、それから藤沢地域も2人ということで、本来趣旨からいえば3人専門職を配置しなければならないんですが、この点について、旧市町村単位にやるから2人なんだということではなくて、今回、1市2町が一緒になって介護保険事業を進めていくんだということで、圏域を広めて国の趣旨のとおり3名体制でやるのが、これは実際必要であると思いますし、それができるのは組合を設置して介護保険事務をやるというふうなことになるわけでございますので、この点についてお聞きしたいと思えます。

それから、認定の件ですけれども、確かに4月前に申請された分については経過措置がありますよね。認定に不具合があれば経過措置があるんですが、また10月以降も新しいシステムに見直されるわけですが、4月から9月まで新規申請した方については、不具合なソフトのままスタートしているということになりますが、この点についての対応についてどういうふうに考えているのかお尋ねいたします。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 順番が変わるかと思えますけれども、ご了解をお願いをいたします。

まず、委託料の関係でございます。この委託料の額につきましては、県内の状況、あとは地域支援事業及び総額などを考慮して今回設定をいたしましたところでございます。それで、今後につきましては、地域包括支援センターは今回初めて委託するわけですが、今後につきましても継続していかなければならないということでございますので、額につきましては受託事業者の収支状況等を確認し、いろいろ協議を行って研究してまいりたいというように考えております。

それと、圏域の設定であります。圏域の設定につきましては、小さいところでは行政区単位とか小中学校の学区単位とか、住所でいっております大字単位とか構成市町単位とかいろいろ考えられるわけでございます。一方、包括支援センターの設置基準というのがございまして、基本的には3職種ということになっておりますけれども、高齢者人口によっては2名の設置も可能というようになっているところでございます。そこで、この設定につきましては、いわゆる地域を設定いたしまして、そして先ほど申し上げました設置基準と申しますか、受け持ち人数と申しますか、それらを考慮して今回設定をいたしましたところでございまして、3名とか2名体制というようなことになったところでございます。

認定の不具合というようなことでございます。4月以降の新規申請、区分変更申請につきましては、有効期間が6カ月ということになっておりますから、今回の猶予と申しますか、特例と申しますか、そのような方につきましては更新者ということが該当になっているところでございまして、新規申請、区分変更の申請の方につきましては有効期間が6カ月ということになっております。そういうことで、この10月には有効期間を迎えるということになりますから、改正された新しい認定調査で更新申請が対応される予定となっております。以上であります。

議長（菅原啓祐君） 通告時間に達しましたので、神崎浩之君の質問を終わります。

議長（菅原啓祐君） 日程第4、報告第1号、継続費の精算報告についてを議題とします。

直ちに報告を求めます。

坂本副管理者。

副管理者（坂本紀夫君） 報告第1号、継続費の精算報告について申し上げます。

本件は、平成18年度から平成20年度までの3カ年継続事業として実施した大東清掃センター廃棄物処理施設整備事業の継続費について、精算報告するものであります。

議長（菅原啓祐君） 報告について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 以上で報告を終わります。

議長（菅原啓祐君） 日程第5、報告第2号、専決処分の報告についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

坂本副管理者。

副管理者（坂本紀夫君） 報告第2号、専決処分の報告について申し上げます。

本件は、本組合職員が公務中に起こした物損事故に関し、損害を与えた相手方に対し賠償すべき額について、管理者専決条例の規定により専決処分したので報告するものであります。

なお、事務局長から補足説明いたさせます。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 報告第2号、専決処分の報告について補足説明を申し上げます。

専決処分書をお開き願います。

まず、事故の概要であります。平成21年2月20日、午前9時35分ごろ、介護保険課の職員が公用車で介護認定調査に向かう途中、調査宅の位置を地図で確認するため、車両進行方向の左側に位置する市内新大町126番地内の空きスペースに停車しようとした際、前日からの大雪で見えなくなった隣接地との境界ブロックに車両の左前輪を乗り上げ、そして脱出の際、ブロックの一部を破損し損害を与えたものであります。

損害賠償の額及び相手方は記載のとおりであります。

なお、損害賠償の額は、全額、全国市有物件災害共済会の加入保険により補てんされたものであります。

また、職員に対しましては、常に細心の注意を払いながら運転を行うよう注意を喚起したところでございます。以上であります。

議長（菅原啓祐君） これより質疑を行います。

5番、尾形善美君。

5番（尾形善美君） 私、一関市議会でもお話ししたことがあるんですが、相手方として住所はきちっと出ているんですね。名前はいいだろうと思いますが、ここまで住所をはっきり明示する書類をおつくりになるというのは、この方は何も悪いことをしていないわけですよ、被害者なわけですね。なのに、ここまで個人情報が出されるということは、やはり工夫が必要ではないかということをお願いしてきました。

今日見させていただいても、この方、私は個人的に存じております。ここに住んでいるのかと思ってしまいました。やはり工夫をこれからしていただきたい。もし名前を出すのであれば、事故を起こした職員の名前ですよ。そのぐらいしながら、やっぱり職員にはきちとした倫理観、通常の注意義務を負っていただきながら業務をしていただくということが必要なのではないかと思いますので、検討させてくださいという答弁になるかもわかりませんが、質問として投げかけますので答弁をお願いいたします。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） この書式とといいますか、様式につきましては、今までの流れを踏襲してきたところでございますけれども、当組合の構成団体等とも協議をいたしまして、書式につきましては検討してまいりたいと思っております。

議長（菅原啓祐君） 以上で報告を終わります。

（佐々木清志議員、退場）

議長（菅原啓祐君） 日程第6、認第1号、平成20年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第7、認第2号、平成20年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

坂本副管理者。

副管理者（坂本紀夫君） 認第1号、平成20年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、及び認第2号、平成20年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、以上2件について一括して提案理由を申し上げます。

本案は、平成20年度一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員の審査を終えたことから議会の認定に付するものであります。

なお、以上2件につきましては収入役から説明いたさせます。

議長（菅原啓祐君） 佐藤収入役。

収入役（佐藤正勝君） 私から、認第1号、平成20年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算、及び認第2号、平成20年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の概要について、説明を申し上げます。

決算書2、3ページをお開き願います。

この表は、歳入歳出決算会計別総括表であります。

歳入であります。一般会計にありましては、A欄、予算額28億8,615万9,099円に対し、B欄、決算額28億8,784万2,173円となり、Aに対するBの比率、予算額に対する収入割合は100.1%となっております。

次に、介護保険特別会計であります。まず事業勘定にありましては、A欄、予算額106億2,932万円に対し、B欄、決算額107億4,664万7,627円となり、Aに対するBの比率、予算額に対する収入割合は101.1%となっております。

サービス勘定にありましては、A欄、予算額6,981万円に対し、B欄、決算額6,425万434円となっており、Aに対するBの比率、予算額に対する収入割合は92.0%となっております。一般会計、介護保険特別会計の合計は、A欄、予算額135億8,528万9,099円に対し、B欄、決算額136億9,874万234円となり、Aに対するBの比率、予算額に対する収入割合は100.8%となっております。

一方、歳出にありましては、まず一般会計であります。C欄、予算額は歳入予算額と同額で、D欄、決算額28億5,339万6,829円となり、Cに対するDの比率、執行率は98.9%となっております。

次に、介護保険特別会計であります。まず事業勘定にありましてはC欄、予算額は歳入予算額と同額で、D欄、決算額105億748万5,263円となり、Cに対するDの比率、執行率は98.9%となっております。

サービス勘定にありましては、C欄、予算額は歳入予算額と同額で、D欄、決算額5,808万5,335円となり、Cに対するDの比率、執行率は83.2%となっております。一般会計、介護保険特別会計の合計はC欄、予算額は歳入予算額と同額で、D欄、決算額134億1,896万7,427円となり、Cに対するDの比率、執行率は98.8%となります。

したがいまして、一般会計ですが、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた歳入歳出差引残額3,444万5,344円、介護保険特別会計事業勘定2億3,916万2,364円、サービス勘定616万5,099円で、合計2億7,977万2,807円となります。

次に、6、7ページをお開き願います。

一般会計の歳入歳出決算書の歳入であります。5款1項寄附金につきましては調定額、収入済額いずれも0円となっており、これを除く各款の調定額、収入済額とも同額でありますことから、収入割合は100.0%であります。

次に、各款の収入済額の歳入合計に対する構成割合を申し上げますと、1款分担金及び負担金82.5%、2款使用料及び手数料8.4%、3款国庫支出金0.6%、4款財産収入2.5%、5款寄附金0.0%、6款繰入金2.0%、7款繰越金2.7%、8款諸収入0.2%、9款組合債1.1%であります。歳入合計の収入済額は28億8,784万2,173円で、不納欠損額、収入未済額はいずれもありません。予算現額と収入済額との比較は合計168万3,074円であります。

次に、8、9ページをお開き願います。

歳出であります。歳出合計の執行率は98.9%となっております。

次に、各款の支出済額の歳出合計に対する構成割合を申し上げますと、1款議会費0.1%、2款総務費4.1%、3款衛生費63.3%、4款公債費32.5%、5款予備費0.0%であります。歳出合計の支出済額は28億5,339万6,829円となり、翌年度へ繰り越す額はありません。不用額は3,276万2,270円であり、予算現額と支出済額との比較は不用額と同額であります。この結果、歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引残額は、下欄外の3,444万5,344円となったところでございます。

12ページから35ページまでの事項別明細書につきましては、後ほど事務局長から説明を申し上げます。

次に、36ページをお開き願います。

実質収支に関する調書であります。千円単位で整理いたしております。歳入総額28億8,784万2,000円、歳出総額28億5,339万7,000円で、歳入歳出差引残額は3,444万5,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額となります。

次に、介護保険特別会計について説明を申し上げます。

40、41ページをお開き願います。

まず、事業勘定の歳入歳出決算書の歳入であります。1款1項保険料にありましては収入済額16億9,486万2,400円で、調定額に対する収入割合は97.5%であります。不納欠損額は1,056万3,620円、収入未済額は3,368万2,620円であります。2款分担金及び負担金、3款使用料及び手数料、4款国庫支出金、5款支払基金交付金、6款1項県負担金、3項県補助金、7款財産収入、8款1項介護給付費準備基金繰入金、9款繰越金、10款諸収入につきましては、調定額、収入済額とも同額でありますことから、収入割合は100.0%であります。6款2項財政安定化基金支出金、8款2項サービス勘定繰入金につきましては、調定額、収入済額はいずれも0円となっております。

次に、各款の収入済額の歳入合計に対する構成割合を申し上げますと、1款保険料15.8%、2款分担金及び負担金14.0%、3款使用料及び手数料0.0%、4款国庫支出金24.3%、5款支払基金交付金28.4%、6款県支出金13.9%、7款財産収入0.1%、8款繰入金0.8%、9款繰越金2.7%、10款諸収入0.0%であります。歳入合計の収入済額は107億4,664万7,627円で、不納欠損額、収入未済額は保険料の際に申し上げた額であり、予算現額と収入済額との比較は合計で1億1,732万7,627円であります。

次に、42、43ページをお開き願います。

歳出であります。歳出合計の執行率は98.9%となっております。支出済額の歳出合計に対する構成割合を申し上げますと、1款総務費2.4%、2款保険給付費91.9%、3款財政安定化基金拠出金0.1%、4款基金積立金2.5%、5款地域支援事業費1.9%、6款公債費0.0%、7款諸支出金1.2%、8款予備費0.0%であります。歳出合計額は105億748万5,263円となり、翌年度へ繰り越す額はありません。不用額は1億2,183万4,737円であり、予算現額と支出済額との比較は、不用額と同額であります。この結果、歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引残額は、下欄外の2億3,916万2,364円となったところであります。

次に、サービス勘定であります。

44、45ページをお開き願います。

まず、歳入であります。1款サービス収入、3款繰越金、4款諸収入は調定額、収入済額とも同額でありますことから、収入割合は100.0%となっております。2款繰入金にありましては、調定額、収入済額は0円となっております。各款の収入済額の歳入合計に対する構成割合を申し上げますと、1款サービス収入93.0%、2款繰入金0.0%、3款繰越金6.8%、4款諸収入0.2%であります。歳入合計の収入済額は6,425万434円で、不納欠損額、収入未済額はいずれもありません。予算現額と収入済額との比較は、合計で555万9,566円の減であります。

次に、歳出であります。46、47ページをお開き願います。

歳出合計であります。歳出合計の執行率は83.2%となっております。支出済額の歳出合計に対する構成割合は、1款サービス事業費92.5%、2款諸支出金7.5%であります。歳出合計が5,808万5,335円であり、翌年度へ繰り越す額はありません。不用額は1,172万4,665円であり、予算現額と支出済額との比較は不用額と同額となります。この結果、歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額が、下欄外の616万5,099円となったところであります。

50ページから65ページの事業勘定の事項別明細書、68ページから71ページのサービス勘定の事項別明細書につきましては、事務局長から説明を申し上げます。

次に、実質収支に関する調書について申し上げます。

66ページをお開き願います。

この表は、事業勘定の実質収支に関する調書であります。千円単位で整理いたしております。歳入総額107億4,664万7,000円、歳出総額105億748万5,000円で歳入歳出差引額は2億3,916万円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額となります。

次に、72ページをお開き願います。

サービス勘定の実質収支に関する調書であります。歳入総額6,425万円、歳出総額5,808万5,000円で歳入歳出差引額は616万5,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額となります。

次に、74、75ページをお開き願います。

財産に関する調書であります。1、公有財産、(1)土地及び建物であります。土地区分においては、寄附を受けたことにより709平方メートルの増となっており、建物区分においては、大東清掃センターにおける小規模ストックヤードの新築及び車庫棟などの解体によりまして、差し引き94.32平方メートルの増となっております。2の物品につきましては、自動車2台の増となっております。

次に、76、77ページをお開き願います。

3の基金であります。(1)財政調整基金につきましては、基金積立金2,879万6,743円の増により決算年度末現在高は1億211万4,232円となっております。(2)介護給付費準備基金につきましては、基金積立金9,303万4,947円の増により決算年度末現在高は8億548万3,132円となっております。(3)介護従事者処遇改善臨時特例基金につきましては、平成20年度に創設したものであり、8,224万1,934円を積み立ていたしており、決算年度末現在高は同額となっております。

次に、78ページをお開き願います。

定額資金を運用するための基金運用状況に関する調書で、高額介護サービス費資金貸付基金であります。基金の額は200万円で貸し付けはありません。

以上が平成20年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の概要であります。よろしく願いいたします。

議長(菅原啓祐君) 中里事務局長。

事務局長(中里秀孝君) 初めに、認第1号、平成20年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算について、補足説明を申し上げます。

歳入であります。

12、13ページをお開き願います。

1款1項1目総務費分担金にありましては、議会費、総務管理費、監査委員費等を賄う経費の分担金であり、その割合は一関市9分の7、平泉町、藤沢町が各9分の1で、備考欄記載の金額のとおりであります。

2目衛生費分担金にありましては、衛生総務費、火葬場費、ごみ及びし尿処理費を賄う経費であり、1節の衛生総務費の分担金の分担割合にありましては均等割10%、人口割90%、2節、3節、4節にありましては均等割10%、利用割90%であります。

2項1目建設事業費負担金は、旧組合の地方債の償還に係る負担金にありましては、統合前の負担割合としております。なお、大東清掃センターストックヤード建設等に係る地方債の償還分は、人口割となっております。

1款の分担金及び負担金総額に対する構成市町の分担負担割合は、一関市86.4%、平泉町5.2%、藤沢町8.4%となったところであります。詳細の金額、割合につきましては、主要な施策の成果に関する説明書の3ページに記載しておりますので、ご参照願います。

次に、14、15ページになります。

2款使用料及び手数料、1項2目1節約山斎苑使用料の件数にありましては1,419件分であり、2節千厩斎苑使用料にありましては1,094件分であります。

2目ごみ処理手数料、1節一関清掃センター手数料にありましては、搬入廃棄物の総量が8,917トンとなっております。2節大東清掃センター手数料の搬入廃棄物は2,196トンとなっております。

3 目し尿処理手数料、1 節一関清掃センター手数料にありましては 5 万 9,202 キロリットル、2 節川崎清掃センター手数料にありましては 3 万 3,976 キロリットルのし尿、浄化槽汚泥の受け入れに係る手数料であります。

16、17 ページになります。

3 款 1 項 1 目 1 節循環型社会形成交付金にありましては、大東清掃センター旧焼却施設解体及び小規模ストックヤード整備に係る事業費の 3 分の 1 の交付金であり、平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 カ年継続事業であります。

4 款 1 項 1 目財産貸付収入にありましては、電力柱等に係る土地の貸し付け、千厩病院への旧伝染病隔離病舎の貸付収入等 18 件分であります。

2 項 2 目物品売払収入にありましては、一関清掃センター及び大東清掃センターにおけるアルミ、スチール、アルミ缶、スチール缶、紙、ペットボトルなどの再資源品、リサイクルプラザにおける再生品の販売収入であります。

20、21 ページになります。

9 款 1 項 1 目 1 節廃棄物処理施設整備事業債にありましては、大東清掃センター旧焼却施設解体等に係る組合債であります。

歳出について申し上げます。

22、23 ページになります。

歳出につきましては、事務事業別といたしておりますので、備考欄記載の主な内容について申し上げます。

2 款 1 項 1 目総務管理費であります。備考欄記載の 2 つ目の丸印、一般管理費のうちその他経費は、内部情報システム用機器賃借料、組合広報 5 万 2,000 部の印刷及び組合ホームページ管理委託などあります。

24、25 ページになります。

3 款 1 項 1 目衛生総務費であります。備考欄 2 つ目の丸印、衛生総務費のうち、損害賠償金につきましては、第 7 回組合議会定例会において、報告第 1 号にてご説明いたしました公用車による物損事故に伴う相手方に対する賠償金でございます。

次の丸印、環境教育費の環境学習指導員報酬は 1 名分であり、リサイクル啓発事業といたしましてガラス工芸、石けんづくり等、リサイクル教室を開催しております。また、廃棄されました家具、自転車等を修理の上、リサイクル品として売却いたしました件数は 283 件であります。

次の丸印、生活環境対策費のうち、周辺住民健康診査委託料にありましては、公害防止協定に基づきまして、大東清掃センターの隣接地域住民の健康診断を実施したものでございまして、受診者数は 176 人となっております。

次の丸印、ごみ減量化対策費のうち、ごみの分け方・出し方等印刷製本は、平成 21 年度版のごみの分け方・出し方テキスト及びごみ収集カレンダー等であり、組合管内住民に配付の上、適正な排出方法の周知を図ったところでございます。

26、27 ページになります。

3 款 2 項火葬場管理費、1 目釣山斎苑管理費であります。上から 7 段目でございます施設整備等業務委託料にありましては、空調設備整備業務委託、施設警備業務委託など 14 件であります。その下の火葬炉設備等補修工事費にありましては、火葬炉設備改修工事、サイクロン・煙突取替工事など 4 件でございます。

2目の千厩斎苑管理費にありましては、上から7段目になりますが、施設整備等業務委託料は、空調設備整備業務委託、施設警備業務委託など16件であります。なお、斎苑の利用状況につきましては、主要な施策の成果に関する報告書9ページから10ページをご参照願います。

3項ごみ処理費、1目一関清掃センター費であります。2つ目の丸印、ごみ焼却施設管理費のうち、下から5段目になりますけれども、施設点検整備等業務委託料は、清掃業務委託、施設警備業務委託など15件であります。1つ飛びますけれども、施設補修等工事費にありましては、ごみ焼却施設定期補修工事、排ガス処理施設定期補修工事など8件であります。

28、29ページになります。

丸印、リサイクルプラザ管理費における中ほどの施設管理委託料にありましては、トラックスケール点検整備委託、エレベーター保守点検業務委託など9件でございます。その他委託料につきましては、適正処理困難物処分業務委託、汚泥槽等清掃委託など14件であります。その下の施設補修等工事費にありましては、プラント機械設備整備工事、破碎機整備工事、取水ポンプ・中継ポンプ交換工事など7件となっております。

2目の大東清掃センター費であります。2つ目の丸印、ごみ焼却施設管理費のうち6段目になりますけれども、施設点検整備等業務委託料にありましては、脱臭用活性炭入替業務委託、ごみピット排水貯留槽等清掃委託など12件となっております。下から3段目の施設補修等工事費にありましては、ごみ焼却施設補修工事、焼却炉等補修工事、ごみクレーン補修工事など5件であります。

次の丸印、リサイクル施設管理費のうち中ほどのリサイクル施設運転管理業務委託料は、小規模ストックヤード稼働開始に伴うものでございます。

30、31ページになります。

3目舞川清掃センター費、4目花泉清掃センター費、5目東山清掃センター費にありましては、最終処分場の管理経費であり、各処分場の経費は備考欄記載のとおりであります。

6目ごみ処理施設整備費にありましては、大東清掃センターの旧焼却炉等解体、小規模ストックヤード整備といたしまして、平成18年度から平成20年度までの3カ年継続事業でありました。この事業の完了によりまして、大東清掃センター管内におけるプラスチック製容器包装の収集を平成20年12月から実施しております。

32、33ページになります。

4項し尿処理費、1目一関清掃センター費であります。2つ目の丸印、第1し尿処理施設管理費のうち、消耗品費にありましては、主にし尿処理の各種薬品となっております。中ほどのその他委託料にありましては、リサイクル汚泥処理委託、水質検査委託、汚泥分析検査委託など8件でございます。その下の施設補修等工事費にありましては、前処理機整備工事、次亜塩素酸ソーダ貯留槽交換工事など9件であります。

次の丸印でございます第2し尿処理施設管理費のうち、消耗品費は処理薬品となっております。下から3段目のその他委託料は、リサイクル汚泥処理委託、汚泥検査業務委託の2件であります。その下の施設補修等工事費は、加圧ばっき槽軸流ポンプ改造工事、加圧ばっき槽廻り配管交換工事など10件となっております。

2目の川崎清掃センター費になります。消耗品費にありましては、し尿処理の各種薬品等でございます。下から3段目のその他委託料は、脱水汚泥等運搬委託、リサイクル汚泥処理委託など8件でございます。その下の施設補修等工事費は、設備機器整備工事、渦巻きポンプ修繕工事、

トラックスケール改造工事など11件であります。

34、35ページになります。

4款1項1目元金は、旧組合時に施設整備のため借り入れました組合債の元金で、整備事業ごとの償還金につきましては備考欄の金額となっております。

以上が一般会計でございます。

次に、認第2号、平成20年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算について、補足説明を申し上げます。

まず、50、51ページをお開き願います。

事業勘定の歳入であります。1款1項1目1節現年度分特別徴収保険料であります。納付義務者が3万8,437人となっており、収納率は100%となっております。2節の現年度分普通徴収保険料にありましては、納付義務者が4,439人で収納率が87.29%であり、収入未済額につきましては、実人員で申し上げますと582人であります。3節滞納繰越分にありましては、収入済みは204件で収納率が12.69%であります。不納欠損の実人員は、死亡が34人、生活困窮が309人、転出・所在不明が13人の計356人となっており、延べで申し上げますと396人であります。

2款1項1目介護保険事業費分担金であります。1節介護給付費分担金の分担割合は、高齢者人口割10%、給付割90%となっております。2節の地域支援事業費分担金は、高齢者人口割が100%、3節事務費分担金は、均等割10%、高齢者人口割90%となっております。分担金総額に対する構成市町の割合は、一関市86.0%、平泉町6.0%、藤沢町8.0%となったところでございます。詳細の金額、割合につきましては、主要な施策の成果に関する説明書32ページに記載してございますので、ご参照願います。

4款1項1目介護給付費負担金は国の負担分でございます。在宅系が給付費の20%、施設系が15%でございます。

52、53ページになります。

2項国庫補助金、1目調整交付金は、被保険者の所得構成、給付費の偏在等により、おおむね標準給付費の5%を標準に算定された交付金でございます。

2目介護予防事業費交付金は、予防事業費の25%、3目包括的支援等事業費交付金は、任意事業、包括支援センター運営経費等に対する40.5%の補助金でございます。

5目介護従事者処遇改善臨時特例交付金は、介護報酬改定に伴う第4期介護保険料の上昇抑制などに対する補助金でございます。

5款1項1目介護給付費交付金は、保険給付費の31%、2目介護予防事業費交付金は、介護予防事業費の31%の交付金でございます。

54、55ページになります。

6款1項1目介護給付費負担金は県の負担金でございます。在宅系は12.5%、施設系は17.5%となっております。

3項県補助金、1目介護予防事業費交付金は、介護予防事業費の12.5%、2目包括的支援等事業費補助金は、任意事業、包括支援センター運営経費等に対する20.25%の県補助金でございます。

7款1項1目利子及び配当金は、介護給付費準備基金の利子、高額介護サービス費資金貸付基金の利子であります。

8款1項1目介護給付費準備基金繰入金は、財源調整のため基金を取り崩し繰り入れしたものの

でございます。

56、57ページになります。

9款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

10款2項3目雑入につきましては、自動車損害共済災害共済金、臨時職員、介護認定調査員の雇用保険料などがございます。

歳出について申し上げます。

58、59ページをお開き願います。

備考欄記載の主な内容についてご説明を申し上げます。

1款1項1目総務管理費でございます。備考欄、3つ目の丸印、総務管理費のうち、通信運搬費の主な支出は、介護保険料納入通知書などの郵便料でございます。その下の介護保険事務処理システム改修業務委託料は、平成21年度からの介護保険制度改正に伴うシステム改修業務であります。その下の介護保険事務支援システム保守業務委託料は、サーバー、端末機などの保守及びシステムサポート業務となっております。1つ飛びますが、派遣職員給与費負担金は、平泉町から派遣を受けている職員1名分の人件費相当額でございます。その他経費につきましては、第4期介護保険事業計画書の印刷及び消耗品などの事務的経費でございます。

3項1目認定審査費にありましては、介護認定に係る経費でございます。214回の介護認定審査会を開催をいたしまして、8,384件の審査判定を行ったところでございます。要介護認定申請状況、審査済認定者数等の状況につきましては、主要な施策の成果に関する説明書35ページをご参照願います。下から2番目の損害賠償金につきましては、今議会で報告をいたしております専決処分の報告に関する賠償金でございます。

60、61ページになります。

2款1項1目介護サービス費から5目特定入所者介護サービス費は、保険給付金等でございます。平成20年度介護保険事業計画に対する給付実績の進捗率は97.2%となったところでございます。サービス種類別の利用人員、総費用等の詳細につきましては、主要な施策の成果に関する説明書39ページから42ページをご参照願います。

62、63ページに移ります。

3款1項1目財政安定化基金拠出金は、県に設置いたしました基金への拠出金でございます。標準給付費と地域支援事業費の0.1%を拠出したものでございます。

4款1項1目基金積立金は、介護給付費準備基金に積み立てしたものでございます。

2目介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金は、国からの介護従事者処遇改善臨時特例交付金を受けて積み立てをいたしたものでございます。

5款1項介護予防事業費は、介護予防事業として構成市町に委託し行ったところでございまして、運動器機能向上、口腔機能向上、認知症予防教室等の事業を実施したものでございます。

2項の包括的支援等事業費は、西部、東部地域包括支援センターに係る経費でございます。2つ目の丸印、交付金事業費のうち、包括的支援事業委託料にありましては、在宅介護支援センターなど21団体に委託をしまして、在宅介護等に関する総合相談業務を実施したところであります。1つ飛びまして、派遣職員給与費負担金にありましては、平泉町から派遣を受けている職員1名分の人件費相当額でございます。備考欄、下から2段目ですけれども、介護支援任意事業構成市町委託料にありましては、在宅寝たきり高齢者等介護手当支給、介護用品の支給、家族介護者教室等を

構成市町に委託し実施したものでございます。

64、65ページになります。

7款1項1目諸支出金にありましては、介護給付費等の精算に伴う国県支払基金、構成市町への返還金でございます。なお、過年度保険料還付金にありましては、過誤納等還付275件分でございます。

次に、サービス勘定について申し上げます。

68、69ページになります。

サービス勘定は、西部、東部の地域包括支援センターが所掌いたします要支援1、2の利用者にかかわる支援計画を作成管理する経費となっております。

歳入の1款1項1目介護予防サービス計画費収入は、ケアプラン1件当たり4,000円、初回加算2,500円となっており、1万4,625件分となっております。

70、71ページをお開き願います。

歳出でございます。1款1項1目介護予防支援事業費、備考欄の3段目でございますが、介護予防サービス計画作成等業務委託料は、居宅介護支援事業所に作成委託したものでございまして、8,672件分となっております。その他経費は、需用費、役務費等の事務的経費でございます。

以上が平成20年度一関地区広域行政組合一般会計、特別会計歳入歳出決算でございます。よろしく願いをいたします。

議長（菅原啓祐君） 午前の会議は以上といたします。

午後1時15分まで休憩いたします。

休憩 午後0時10分

再開 午後1時15分

議長（菅原啓祐君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑にあたりましては、次のことについてご協力願います。

1、質疑は、通告内容に沿ったものとし、一関地区広域行政組合議会会議規則第48条の規定により、すべて簡潔にするものとし、議題外にわたり、またその範囲を超えてはならないこととなっており、また自己の意見を述べるができないこととなっておりますので、質疑、答弁とも単刀直入にお願いします。

2、質疑の回数は3回以内とし、質疑、答弁合わせて20分以内とします。

3、質疑の方法は、一括質疑、一括答弁とします。

4、質疑にあたりましては、決算書のページと款、項、目を明確にすること。

以上について、議員各位のご協力をよろしくお願いします。

ただいまの質疑通告者は1名です。

最初に、鈴木英一君の質疑を許します。

11番、鈴木英一君。

11番（鈴木英一君） 最初から時間がないというのはまことに残念ですが、単刀直入に、それこそ議長の言うとおりに聞きますので、明快な答弁を求めておきたいと思っております。

第1点は、一関清掃センターごみ処理施設について伺います。この施設は28年経過していると思っておりますが、この耐用年数は何年か、どのくらい経過したかについては28年ということはおわかっておりますので、耐用年数は何年であったかということ、それからストーカ炉の処理能力、日量

150トン、これはいつまで持つと考えて今運転されているのか、それから新設する必要があるとすれば、今後どのくらいかかるのか、そういう見込みは立ててあるのかどうか伺いたいと思います。

それから、地方債の残高について、一関清掃センター分はどのくらいになっているかお聞きします。それから、歳出決算に占める公債費の割合、平成19年度は32.9%、平成20年度32.5%と、この経過を見ると若干減少していますが、新たな借り入れをしないと仮定して、いつまで返済がかかるのかについて伺いたいと思います。

第2点は、大東清掃センターのごみ処理施設について、設備が平成10年ですから新しい設備なのに修理費がかさむのはなぜか、大体28年経過した一関清掃センターと同じぐらい、また箇所によってはそれ以上になっているところがあるので、なぜこういうふう修理費がかさむのかということをお聞きします。それから、ストーカ炉と流動床式での違いだけで説明できるのかどうか、この点についての説明を伺いたいと思います。

次は、介護保険料の所得段階の状況について伺いますが、主要な施策の成果に関する説明書の34ページにこのことは載っています。そこで、ここの中で不納欠損処理が行われていますが、生活困窮者347件、973万6,120円、これは何人分に当たるのか、この方々への保険証はどうなっているのかですね。それから、この中に占める後期高齢者の割合はどのくらいになっているか。

2番目は、普通徴収のうち582件の収入未済額はどの段階まで、普通徴収ですからこれは低所得者ですが、いずれにしてもこの収入未済額はどの段階までの困窮者なのか説明を求めます。それから、不納欠損処理の基準はどういう基準に従って不納欠損処理したのか、その基準を示していただきたい。それから、不納欠損処理で減収した分の国、県、市等からの補てんはあるのかなのか、この点について答弁を求めたいと思います。以上です。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） まず初めに、ごみ処理施設にかかわる部分についてお答えを申し上げます。

一関清掃センターの焼却施設は、昭和56年4月の稼働でありますから平成20年度末で28年が経過しております。焼却施設の耐用年数につきましては、環境省の廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引きによりますと、建物につきましてはおおむね30から38年、設備関係につきましては個々の機器により異なりますけれども、全体として15年から20年程度と言われております。

今後、何年の稼働が可能かというようなことでございますけれども、この施設整備につきましては、今後におきましても定期的に維持補修を行い維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、処理能力にかかわる部分でございます。焼却施設は、搬入されましたごみ質の発熱量に応じて最大の効率性を発揮するように設計されております。当施設は昭和56年の整備でありますことから低カロリーのごみ質に対応したものでございます。しかし、近年、プラスチック類のごみが多くなり、高カロリーのごみ質に変わってまいったところでございます。このようなことから、ごみを燃焼して発生する熱量を考慮しますと、今現在の処理能力はおおむね87トンというように推定しているところでございます。

新設した場合の建設費でございます。一般廃棄物処理施設整備への助成制度でございます。循環型社会形成推進交付金の対象施設として整備する場合は、焼却処理施設のみならず熱回収施設としての発電施設や温水を利用した施設、あるいは灰溶融設備を整備することが求められてございます。これらの施設を整備する費用といたしましては、最近の他市の事例を見ますと、処理方

式や処理能力、付随設備の種類によって異なっておりますけれども、処理能力1トン当たり4,000万円から6,000万円程度となっております。例えば、岩手中部広域行政組合の整備計画では、焼却能力が日量282トン、灰溶融施設、発電施設、プラザ施設、廃棄物の中継施設等を含め、また処理方式によっても異なりますが、110億円から170億円と見積もっていると聞いているところでございます。

次に、地方債の残高について申し上げます。焼却施設本体の地方債につきましては、既に償還を終わっているところでございます。ただし、平成12年から平成13年に整備いたしました排ガス高度処理及び灰固形化施設整備事業の償還が残ってございまして、平成20年度末現在の残高が1億3,361万5,000円となっておりますところでございます。なお、償還期限は平成23年度までとなっております。

次に、大東清掃センターにかかわる部分でございます。当該施設は、平成9年に全国的に発生いたしましたダイオキシン類の問題により、その施設の建設に当たりましては地域住民と公害防止協定を締結し、排ガス、排水、騒音、振動、悪臭などの計61項目について基準値を定めたところでございます。特にダイオキシン類につきましては、国の基準より100倍厳しい数値となっております。その基準値を遵守するため、ろ過式集塵機及び活性炭吸着塔、また焼却で発生する飛灰に含まれるダイオキシン類の低減のための飛灰処理装置の設置などにより有害物質の除去の強化を図ったところでございます。この機能を維持するために機器の整備状況に細心の注意を払い、必要に応じた補修工事等を実施しているところでございます。修理費がかさむというようなことにつきましては、協定基準の遵守を図るために必要な工事ととらえているところでございます。

次に、介護保険料の所得段階別の状況についてご説明申し上げます。

まず、不納欠損処理のうち生活困窮者にかかわる部分について申し上げます。不納欠損件数全体では396件となっております。そのうち死亡が36件、転出、所在不明が13件、そして残りの347件が生活困窮となっているところでございます。この347件を実人数で申し上げますと309人となっております。また、このうち後期高齢者の割合でございますけれども、309人のうち後期高齢者の割合は93人ということになっており、約3割の方が後期高齢者という状況になってございます。

次に、不納欠損処理した場合の該当者に対します被保険者証の取り扱いについてでございます。不納欠損処理の該当者である要介護認定を受けた方が、不納欠損額に応じた期間中に介護サービスを利用する場合、被保険者間の負担の公平の観点から、通常の9割の保険給付率が7割に引き下げられたり、高額介護サービス費の給付が受けられなくなったりする給付額の減額措置がございまして、該当する方の被保険者証には給付額減額等の記載が行われ、給付額の減額措置の期間が経過したときには通常の手続きに戻ることとなっております。

次に、現年度普通徴収分の収入未済額について申し上げます。普通徴収分のうち収入未済件数582件の所得段階別の内訳を申し上げますと、第1段階が7件、第2段階が141件、第3段階が54件、第4段階が204件、第5段階が156件、第6段階が20件となっております。件数といたしましては第4段階が一番多くなっている状況にあります。所得段階ごとの普通徴収調定件数に対します未納割合は第3段階が19%、続いて第2段階が17%となっておりますところでございます。

次に、不納欠損をする際の基準についてでございます。介護保険料につきましては、介護保険法の定めによりまして、徴収する権利の消滅時効が2年とされており、一般税の5年の時効期間

より短くなっているところでございます。これは年度を単位とする短期保険であり、債権債務が長く不確定の状態に置くことは保険事業の運営上好ましくないとされていること、また、1人当たりの額が多額にならないことなどによるものでございます。具体的には、介護保険料を賦課し、納期限を過ぎても納付が確認できない方につきましては督促状を発送し、なお納付されない方につきましては、その後も文書や電話、あるいは訪問などにより介護保険制度や分割納付などの説明を行い、納付を行っているところでございます。その督促状を発送後、2年を経過しても納付されない方につきましては不納欠損処理をしているところでございます。

次に、この不納欠損処理した減収分に対してというようなところでございますが、国や県、市からの補てんというところでございますが、これにつきましては不納欠損に対し補てんというものはございません。なお、今後につきましても、保険料の収納確保につきまして一層努めてまいりたいと思っております。以上であります。

議長（菅原啓祐君） 11番、鈴木英一君。

11番（鈴木英一君） 大東清掃センターの修理費がなぜかさむのかということについての答弁は、私は、例えば一関のストーカ炉、それから大東の流動床式での違いがあるのかどうかということも聞いたわけですが、新しい設備なのに同じように修理費がかさむというのは、どこかに問題があるからではないかと、古くなって修理が大変だということのなるわかりますね。ところが、新しいのに修理費がどんどんかさむということであれば、どこかに欠陥があるか問題があるからだと私は思うんですが、そういう検証はしていないんでしょうか。もう業者が言うなりに、これはこうだからこれしかありませんよ、そうですかとやっているものか、やっぱりそれなりの検証をしてきちんとやっていくということをやられているのかどうか、そこを聞いているのに答弁がなかったんで、時間がありませんので、そこだけ答弁を求めたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 大東清掃センターにつきましては、先ほど申し上げましたが、ダイオキシン類等の協定値につきましては100倍ぐらい厳しいような状況になっているところでございます。やはりそれを維持するということについては、それなりの経費といいますか、常に万全を配していかなければならないかなというように考えて、ただいまいろいろ工事等を行っているところでございます。以上です。

議長（菅原啓祐君） 11番、鈴木英一君。

11番（鈴木英一君） 結局、機械の型式によって、それを維持するためだということであれば、機械というのは設備したときの能力、そういうものが今後どう維持されるのかということと考えなければわからないのに、そういう今の答弁だと、もうどこまでいってもそういう基準を満たすためには修理費がかさみますよということ言うのでは、これはおかしいですよ。機械を維持する側からしたって。そういうことはもっとやっぱり検証して答弁をしてもらわないとだめだと私は思うんです。時間になりましたからこれでやめますが、いずれここは肝心な問題ですから、きちんとやっていただきたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 以上で鈴木英一君の質疑を終わります。

質疑にあたっては、事前に通告をするように議員全員協議会で申し合わせておりましたので、今後は事前に通告されるようお願いいたします。

簡潔にお願いします。

2番、神崎浩之君。

2 番（神崎浩之君） 本来は質問するつもりはなかったんですが、一般質問の経過であまりにも制度説明の答弁が長くて質問ができませんでしたので、平成20年度の数字についてこの場で質問させていただきたいと思います。

62ページの地域支援事業費、包括的支援等事業費であります。地域包括支援センターの3職種のおのこの人件費について質問いたします。保健師、主任介護支援専門員、それから社会福祉士の福利厚生、社会保険も含めた一番高い人の金額、低い人の金額、おのこの教えていただきたいと思います。

それから、介護予防プランですが、当組合の場合は、地域包括支援センターが介護予防プランの作成に手間取って、なかなか本来の3職種の仕事をしていないというふうに私言ったわけですが、この3職種の介護予防プランの作成数について教えていただきたいと思います。

それから、これから委託にするとということでありましたが、組合の方から委託の募集要項ということで、るる細かくこういう事業をやるよというふうになっておりますけれども、この主要な施策の成果に関する説明書の43ページの、アであります。介護保険事業計画数ということで1,000いくらかというふうには書いてあるわけですが、やはりこの区分の内訳を見ても、介護予防プラン等の作成に手間取って虐待相談とか権利擁護とか、そういう相談が非常に予防プランに比べて、計画に比べて少なくなっております。こんな数字ではないと思うんですけれども、その辺の見解ですね。それから西部と東部が著しく虐待、権利擁護について数の差異が出ているんですね。これは東部も西部も直営であります。大体人口規模も同じなわけですが、これだけ差異が出ているということについてコメントをお願いしたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 暫時休憩します。

休憩 午後1時42分

再開 午後2時11分

議長（菅原啓祐君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 初めに、包括支援センターの職員の人件費にかかわる部分でございます。職員につきましては、現在10名でございますけれども、給料、手当、共済等の合計額を平均で出しますと、1人当たり720万円ほどという金額になるところでございます。

次に、ケアプランの作成にかかわるところでございます。センターで作成した件数でございますけれども、5,953件になってございます。このうち職員が作成したのが2,856件、そのほかは介護支援専門員が作成してございます。それと、包括的支援事業の中における権利擁護、高齢者虐待の西部、東部の件数の違いでございますけれども、これにつきましては推察ということになるわけでございますが、西部の地域におきましては在宅支援センターの数が東部より多いわけでございますけれども、そのような在宅支援センターの段階で逆に解決が図られているのかなというようなことで、西部の件数等が少ないというように考えているところがございます。以上であります。

議長（菅原啓祐君） それでは、どうも質問に対して答弁が的を射ていないということでございますので、ここは再度、神崎浩之議員に再度質問してほしいと思います。

それでは休憩します。

休憩 午後2時16分

再開 午後2時33分

議長（菅原啓祐君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 初めに、3職種ごとの人件費というようなことをございます。これから申し上げる額につきましては、事業主の負担額といいますが、それらにつきましても含まれている額ということでご説明いたします。まず、主任介護支援専門員でございます。高い方が約1,000万円、低い方で960万円です。社会福祉士にまいます。高い方で670万円、低い方で470万円、保健師でございますけれども、890万円、そして低い方が670万円という金額になっております。この額につきましては、前段申し上げましたけれども、事業主の方での負担額といいますが、それらも入っております。

次は、各プランの件数でございます。先ほど各種3職種といいますが、そのような区分というようなお話でございましたが、うちの方で職種ごとに区分をしておらないというような状況になっておりますので、総トータルで申し上げますと2,856件というふうになっております。そのほか、支援員の方々にプランを作成していただいているところでございます。

次に、委託の額というようなことをございますけれども、これにつきましては、県内の他市の状況等を勘案をいたしまして、委託料の額を積算いたしたところでございます。以上であります。

議長（菅原啓祐君） 2番、神崎浩之君。

2番（神崎浩之君） 皆様方には大変時間をとらせております。

ここに平成21年度の地域包括支援センター業務委託募集要項というのがありまして、この中に人件費、委託の場合、1人396万円という数字があります。それから、1人あたりは予防プランを25件までしかつくってだめだよと、あとは本来業務をなさよというふうなことが書かれておりましたので、これを作成するためには基礎データとして、みずからの平成20年度の実績があって、実数があって、そしてそれに合わせてこの募集要項が、うちでこのぐらいかかっているからこの事業をこれだけのお金で委託するんだよというふうなことでつくったと思うんですが、そのための基礎の積算、データとして当然すぐに回答できるものだというふうに思っております。そこでお聞きしたところですが、なかなか出てこなかったもので、この募集要項について、何でこんな数字でつくったのかということをお非常にまた不安になってきたわけですが、本当は先ほどの一般質問で1人あたり390万円というのは安すぎるのではないかなというふうに続けたかったわけですが、今お聞きしたとおり一番安い方でも470万円だと、それから1,000万円払っている方がいるという中でこの390万円ということについては非常に疑問もありますが、これについては、決算でございますので、次に回すといまして、次のケアプランにつきましても、この中では1人あたり25件までだよというふうなうたってあるんですけども、2,856件というのは、この3職種で割ると1人何件でしょうか。2,856件ということなので3職種で割ると1人何件なのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、平成21年度以降は委託をするということですね。私はそのままでいいと思うんですけども、なぜ委託することになったのかですが、いずれ平成20年度なりそれまで、平成18年からこの地域包括支援センターやっているわけですが、特に平成20年度について自前でやることについて不備があるから委託するようになっていっていると思うんですが、平成21年度から委託するということだったんですが、平成20年度、なぜ直営では不備があるのか、どんな不備があるのか、これについて質問したいと思います。よろしくお願ひします。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） まず1人当たりの平均プラン作成というようにお話でございますけれども、先ほど2,856件というように説明いたしました。それで、職員につきましては10名でありますので、年間いきますと285件というようになりますところであります。説明ちょっと足りなかったところがございます。年間2,856件でございます、10人ですから年間285、6件ということになります。先ほど1人平均23.云々と言いましたが、月というようであります。大変失礼いたしました。

次は、委託に至った経緯といいますか、そういうところでございます。これにつきましては、制度の改正により、平成18年度から地域包括支援センターを設置いたしましたところでございます。それで、この箇所につきましては、当初、平成18年度から2カ所設置し、いろいろ議会の方でも議論をいただいていたところでございます。そういうこともございますし、やはりできるだけ身近なところに設置していた方が、より身近な相談といいますか、活動もある面ではこまめに動くのかなというように、今回、平成21年度から委託という方法で動き出したというようにございまして。以上であります。

議長（菅原啓祐君） 2番、神崎浩之君。

2番（神崎浩之君） 今、身近な場所に置けばこまめな相談ができると言いましたけれども、それであれば、行政の職員が身近な場所に行けばいいのではないですか、プラン的に。公民館に市の職員を配置している場合がありますよね、それと同じような方法ができますよね、そういう議論であれば。何も遠くに、身近な場所につくる場合には行政の職員でだめだということはありませんよね。そんなことで、390万円で委託するということが今現在かかっている人件費をくうとどうも腑に落ちない点があるんですが、いずれにしても決算でございますので、何か不備があって直営ではなくて委託にするんだというふうに思われるんですけども、その点についてもう一度お聞かせいただきたいと思っております。身近は別ですからね。お願いします。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 平成18年度、包括支援センターを設置する際には東西に1カ所、そして現在2カ所設置しておりまして、平成21年度から委託というようにやっているわけでございますが、やはり一つは、包括支援センターについて、やはり充実をこれからも図っていかねばならないというのはそのとおりだと思います。そこで、その手法といいますか、そのようになるわけですが、2カ所に重点的に配置をし、そこから出向いていくといいますか、現場の方に入っていくというようなことも一つは考えられるかと思っておりますけれども、今回につきましては、住民の方々に身近なところに設置をし、そして密度といいますか、気軽にでも相談できるような体制も必要であろうと。地域の実情がわかる方々がやはりその相談の業務の任に当たるというようなことも一つの考えだろうというように考えております。

議長（菅原啓祐君） 以上で神崎浩之君の質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定いたしました。

これより採決を行います。

採決は一括して行います。

認第1号、認第2号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(菅原啓祐君) 起立満場。

よって、以上2件は、認定することに決定いたしました。

(佐々木清志議員、入場)

議長(菅原啓祐君) 日程第8、議案第8号、平成21年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第1号)から日程第9、議案第9号、平成21年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第1号)まで、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

坂本副管理者。

副管理者(坂本紀夫君) 議案第8号、平成21年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成20年度繰越金の財政調整基金への積み立て及び施設の維持補修費の追加など、所要の補正をしようとするものであります。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正額7,950万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億7,500万5,000円といたしました。

2ページをお開き願います。

目的別歳出補正額は第1表のとおりで、総務費4,061万1,000円、衛生費3,889万4,000円を増額いたしました。これを賄う財源といたしましては、上段になりますが、繰入金4,506万円、繰越金3,444万5,000円を見込みました。

次に、議案第9号、平成21年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成20年度の介護保険事業、介護サービス事業の精算等を行うため、所要の補正をしようとするものであります。

3ページをお開き願います。

事業勘定につきましては、歳入歳出予算の補正額2億4,921万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を112億5,221万4,000円といたしました。サービス勘定にありましては、歳入歳出予算の補正額616万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,731万8,000円といたしました。

4ページをお開き願います。

事業勘定の目的別歳出補正額は第1表のとおりで、基金積立金1億5,488万3,000円、諸支出金9,433万1,000円を増額いたしました。

これを賄う財源といたしましては、上段になりますが、県支出金1,005万2,000円、繰越金2億3,916万2,000円を見込みました。

5ページをごらんください。

サービス勘定の目的別歳出補正額は第1表のとおりで、諸支出金616万5,000円を増額いたしました。これを賄う財源といたしましては、上段になりますが、繰越金616万5,000円を見込みました。

なお、以上2件につきましては、事務局長から補足説明いたさせます。

議長(菅原啓祐君) 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 議案第8号、平成21年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の9ページをお開き願います。

歳出であります。2款1項1目総務管理費の積立金にありましては、一般会計の前年度繰越金及び介護保険特別会計サービス勘定の前年度繰越金を財政調整基金に積み立てしようとするものであります。なお、平成21年度末の同基金残高見込み額は5,587万円余となります。

3款3項1目一関清掃センター費の工事請負費は、2号焼却炉灰コンベア補修工事であります。2目大東清掃センター費の工事請負費は、2号焼却炉活性炭吸着塔補修工事でございます。

これを賄う財源といたしましては、8ページになります。5款1項1目財政調整基金繰入金においては、同基金を取り崩し財源に充当しようとするものであります。

また、2項1目介護保険特別会計繰入金においては、介護保険特別会計サービス勘定からの繰入金を、6款1項1目繰越金においては、一般会計の前年度からの繰越金を見込んだところであり、いずれも財政調整基金へ積み立てるものであります。

議案第9号、平成21年度一関地区広域行政組合特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

まず、事業勘定であります。

13ページをお開き願います。

歳出であります。3款1項1目基金積立金にありましては、事業勘定における前年度繰越金から介護給付費負担金精算返還金等を控除した額及び包括的支援等事業に係る県補助金の過年度分の額を積み立てしようとするものであります。なお、平成21年度末の同基金残高見込み額は7億5,750万円余となります。

6款1項1目諸支出金にありましては、平成20年度事業の確定による精算に基づき返還しようとするものであります。返還金区分につきましては、説明欄記載のとおりであります。また、介護保険料還付金にありましては、平成20年度還付未済分の221件であります。

これを賄う財源といたしましては、12ページになります。6款3項2目包括的支援等事業費補助金にありましては、平成20年度事業費の精算による追加補助を見込んだところがございます。

9款1項1目繰越金にありましては、事業勘定における前年度からの繰越金でございます。

サービス勘定にまいります。

15ページをお開き願います。

歳出であります。2款1項1目事業勘定繰出金であります。整理科目として計上いたしておりましたが、2目の一般会計繰出金で調整することから、廃目とするものであります。

2目の一般会計繰出金にありましては、前年度繰越金を財政調整基金に積み立てするため、一般会計に繰り出しをするものであります。

歳入につきましては、上段になりますが、3款1項1目繰越金にありましては、サービス勘定の前年度繰越金を見込んだものであります。以上であります。

議長（菅原啓祐君） これより質疑を行います。

尾形善美君の質疑を許します。

5番、尾形善美君。

5番（尾形善美君） 質問の中身は、一般会計補正予算の3款3項1目、2目というごみ処理費の中の一関清掃センター費と大東清掃センター費、これについてであります。今、8月であります。

3月には当初予算ということで平成21年度の予算が組まれたわけですが、それから何カ月間たった中でこの両センターの管理費、ごみ焼却施設の管理費、これ修繕費だと思いたいますが、こういう大きな金額が補正予算として出てきたわけであります。そこで事前をお願いしていたものは、この両センターのごみ焼却施設、今後、毎年毎年修繕費がかかっていくでしょうから、その見込みについてお示しをいただきたいということで、今日、その表をいただきました。それを見ますと、平成22年度から5年間にわたって概算見込み額の整備費を示していただきました。5年間でトータル、一関清掃センターでは6億5,176万円、それから大東清掃センターでは6億1,000万円の整備費、修繕費がかかるというふうな見込みをいただきました。これは予想値とそういうことでしょうかから確定値ではないという、そういう断り書きがありますが、確かにそのとおりだと思います。

そこで質問をさせていただきますが、先ほど同僚議員が、一関清掃センターは昭和56年の建設で28年を経過していると、建物については30年から38年、本体についてはそういう耐用年数ですし、設備については全体としては15年から20年だというお話をいただきました。そうしますと、もう耐用年数を過ぎている施設ですので、従来からこの一関清掃センターについては更新をしなければいけないという議論がこの議会でも、それから組合内部でも行われてきているわけであります。

事務方に答弁をいただきたいのは、先ほど同僚議員が質問したのにお答えいただけなかったのを拾いますと、こういう清掃センター、ごみ焼却場をつくるためには計画から竣工までどのぐらいの年数がかかりますかという質問がありましたが、お答えはありませんでしたので、この点についてお答えをいただきたいと思いたいます。

それから、これからは管理者なり副管理者の方にお尋ねをいたします。このごみ焼却場の更新問題は、岩手県のごみ焼却場の広域化計画によって、奥州市と一関市一体で進めるという流れに今なっております。ただ、これが言われて、もう恐らく5年ぐらいになるのではないかと思いたいますが、遅々として中身が進んでいないという状況にあります。その中身を聞くところでは、県は当初、ダイオキシンの問題をクリアするために、300トンクラスの焼却炉をつくる必要だということで広域化を図ったわけでありますが、それが奥州市さんは施設を更新したばかりだと、片や一関は古いから早くしたいということもあり、また一関から奥州市方面にごみを運搬するのに経費がかかると、そういう問題もあって、なかなか話が進んでいけないという状況にあるやに聞いております。そこで一関市は、やはり一関清掃センターの更新というのは本当に喫緊といたしますか、緊急課題というふうに私はとらえなければならないと考えているんです。こういう毎年かかる整備費、補修費、大体一関清掃センターでは毎年1億円がかかっております。管理者、副管理者の方に、県の計画もありますが、当地方としてはすぐにでもクリアしていかなければならない大きな課題でありますから、それではこれをどうしようかというふうに今お考えなのか、この点についてお聞かせをいただきたいと思いたいます。

議長（菅原啓祐君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 初めに、工事費の実績、また今後の見込み額について申し上げます。一関清掃センター焼却施設ということに限って申し上げます。実績額につきましては、皆様の方にお渡しをしております資料のとおりでございます。平成18年から平成20年度ということで計算をさせていただきました。2億7,767万5,000円となっております。そして、平成22年から平成26年までの5年間ににつきましては6億5,176万円となっております。ただし、この額につきましては、

現時点で想定されます定期補修工事などの概算額でございますので、確定いたしましたものではございませんので、その点はご了承をお願いいたします。

なお、平成23年度につきましては、他の年度と比べまして1億4,000万円ほど増になっているところでございますけれども、これにつきましては、温水熱交換器の更新、あるいはガス冷却水槽の更新、ストーカ炉火格子の更新などの施設の基幹機器設備の補修等を考えているところでございます。なお、当組合の運営経費は構成市町からの分担金で賄っているというところでございます。

いずれ、限りある予算の中での対応となりますので、施設の状況等を正確に把握の上、創意工夫を重ねながら、施設の稼働に支障を及ぼさないように努めてまいりたいと思っております。

それと、施設を整備する際の計画年数の関係でございますけれども、施設を整備をするに当たりましては、基本設計、そして用地の確保、環境アセスメント、そして実施設計、施工というようになろうかと思っておりますけれども、その期間につきましては6年程度が必要なのかなというように考えているところでございます。

議長（菅原啓祐君） 浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） 新しいごみ処理施設ということにつきましてご質問がありましたが、議員お話しのとおり、岩手県では平成21年3月にごみ処理広域化計画を策定したところでございまして、これは県内を6つのブロックに分けてということございまして。したがって、このことから当地域、いわゆる奥州市、金ヶ崎町、平泉町、一関市及び藤沢町の2市3町もこれに含めて1カ所といったようなことの計画を県から示されたところでございますが、私は以前から申し上げておりますが、この地域はあまりにも広大であります。したがって、県南ブロック1カ所のごみ処理施設、いわゆるこの広域の広大であるということは、例えば四国に当てはめてみますと、徳島県と高知県合わせた面積よりもなお広いわけでございます。そういう広大な面積のことから、いろいろと協議があったわけでございますが、私は以前から申し上げておりますとおり、当該地域はあまりにも広大だと、県南ブロックに1カ所のみのごみ処理施設の計画は、ごみの運搬経費や、市民や事業所等の直接搬入もあります。そのほかにもありますけれども、そういうことなどの面からも、やっぱり県南地区では2カ所必要でないかと、いわゆる一関地域に1カ所ということでもありますけれども、そういうことを表明してまいったわけございまして、現在もその状況には変わりがないと思っております。

また、一方、先ほどご指摘のありました一関ごみ処理施設でございますが、一関のごみ処理施設は年数がたっており、もうそろそろということでもありますけれども、実はその後、たびたびの延命措置と申しますか、とっております、現在では平成27年度までは使用に耐え得ると、使用できると、こういうふうを考えておまして、平成27年という時間は若干はあるようでもありますけれども、ごみ処理施設には相当の手続きといろいろと住民合意形成等々もありますことから、時間も若干かかることでもありますことから、そろそろこれに取りかかる時期に来ているものと、このように思っております。広域化計画はおっしゃるとおり、全く進んでおりません。したがって、私どもはそういう考えから、当地域にやっぱりきちっと持つべきであるというふう考えておるところであります。

議長（菅原啓祐君） 5番、尾形善美君。

5番（尾形善美君） 議長にお願いしますね。私は質問の通告を今回たまたましたんです。ですけれども、ヒアリングしたことが生かされていないんです。私が質問していないことまでお答えに

なっている。ヒアリングした事務方、局長は恐らく原稿を読むだけです。ヒアリングした方、また、それを答弁書としてまとめ上げられた事務方にとっては、もう少し皆さんでよく打ち合わせをなさってやってください。こういう質疑やっていたのでは、本当に時間も足りないですし、中身も深まりません。嚴重に抗議申し上げますので、議長の方でよろしく取り計らいをお願いしたいと思います。

県の広域化計画が平成21年度決まったというような今の管理者の、11年、それから全く進んでいないということでもあります。一関の清掃センター、焼却場について申し上げますと、先ほど局長が実質的な焼却能力は87トンですと、これ1日当たりだと思いましたが、結局、高温にするためとかいろいろな制約がある中で、本来であれば1日120トン処理能力があるのが87トンですというお答えをなさっています。この87トンと一関清掃センターに運び込まれる可燃ごみの搬入量を見ますと、365日毎日稼働して1日平均64トンであります。キャパにだんだん近づいているんですね。365ではありませんので、分母が少なくなりますから、1日当たりの投入量はもっと大きくなる。この数字を見ればもう限界も限界だと、もし2基あるうちの1つが何かのきっかけでとまってしまうたりすれば、一関全体のごみ焼却、清掃、そういう業務が大変なパニック状態になってしまうという、そういうものも想定される数字なのであります。県の広域化計画に頼るのか、また自前でやろうとするのか、その辺はもう少し管理者含め副管理者の方々が意思を統一して、強く県なり国に申し上げる、もうそういう時期とっくに過ぎていると思いますよ。先ほど、新たな施設をつくる時には必要な年数として6年かかりますと、管理者は27年まで稼働できるだろう、あと6年あります。今計画を立てなければ間に合わないという、そういう時期であります。どうか、管理者は今度おやめになりますけれども、副管理者の方々は今度の組合のそういう会議の中で、将来に向かってこうしていきましょうということを強く申し上げていただきたいと思いますので、副管理者どちらでも結構でございますので、その辺、一言いただければありがたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 高橋副管理者。

副管理者（高橋一男君） 基本的な考え方については管理者と大体同じであるというふうに考えておりますけれども、お話にもありましたように、この計画はまさに10年を経過するという大変な県の計画のもとに進められてきたと思いますけれども、この10年の長い歲月の中で大変な心配事でしょうか、あるいは理由というのがあったんでしょう、こういうふうに進まないというのは。管理者の話にもありますように、さまざまな地域性の問題から運搬の問題、あるいは広大な広さの中でのこの施設ということもあったでしょうし、これを時間が経過したこの経過をよく踏まえて、精査をしながら方向性をきちっと決めていかなければならない時期にもう来ているのではないかと、このように考えておるところでございます。前から組合議員からこの内容については若干伺っておりましたけれども、こうして副管理者としてここに座らせていただきまして、まさにこのことについては緊急を要する重大な課題であると、このように認識しておるところでございます。これからしっかりとこの問題に取りかかってまいりたいと、このように思います。

議長（菅原啓祐君） 5番、尾形善美君。

5番（尾形善美君） 10年を経過した広域化計画が、県はこういうふうにも言っているそうであります。県が計画したその中身、それを覆すといえますか、それではだめなのだという理由を市町村持ってきてくださいという、そういうお話もあるやに伺っております。どうか事務方をもっと叱咤激励をして、何とかそこを考えてくれというふうなやり方も一つだと思いますので、本当に

緊急な課題はこれから一生懸命になって取り組んでいただければということをお願い申し上げます。私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（菅原啓祐君） 以上で尾形善美君の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第8号、議案第9号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（菅原啓祐君） 起立満場。

よって、以上2件は、原案のとおり可決されました。

議長（菅原啓祐君） 以上で議事日程の全部を議了しました。

管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。

浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） 第9回組合議会定例会の閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、平成20年度決算及び平成21年度補正予算等、慎重審議の上ご賛同賜りましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

先ほども尾形議員からのご発言もございましたが、私は本任期をもちまして職を辞することとなるわけでありますが、これまで議員皆様から貴重なご意見、ご提言を賜りながら組合の運営にあたってまいりましたが、おかげさまをもちまして、着々とその充実が図られ今日に至りました。ここに改めて心から感謝を申し上げる次第であります。

ご案内のとおり、当組合の福祉、環境行政に果たす役割は住民生活に直結しているだけに、ますます重要度を増しており、議員皆様のご活躍も大いに期待されるところでございます。どうか今後におきましても、皆様にはご自愛を賜りまして、組管内住民の福祉向上のためご尽力くださいますようご祈念を申し上げまして、ごあいさつといたします。まことにありがとうございました。

議長（菅原啓祐君） 第9回一関地区広域行政組合議会定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

今定例会は会期を本日1日間とし、平成20年度一般会計及び介護保険特別会計決算、平成21年度一般会計及び介護保険特別会計補正予算などの諸案件が、終始活発な審議によりすべて議決決定を見るに至りました。これもひとえに、議員各位のご協力と浅井管理者を初め職員の皆様の誠意ある対応によるものと敬意を表するとともに、衷心より厚く御礼を申し上げます。

また、組合行政に対する一般質問としては、お二人の議員から介護保険事業に係る質問が行われたところでありますが、一般質問や議案の審議を通して各議員から開陳されました意見等については、今後の広域行政組合運営において配慮され、組合行政各般にわたり、住民福祉の向上が期されるよう一層の熱意と努力を払われることを念願するものであります。

一関地区広域行政組合が設立され、現在4年目の運営が行われているところでありますが、順

調に運営されておりますことはご同慶の至りであり、管理者を初め職員の皆様に対し改めて感謝を申し上げる次第であります。

ただいま議場におられる議員による定例会は本日が最後となりますが、介護保険事業の第4期事業計画及び環境衛生事業の運営にあたっては課題も山積いたしておりますことはご案内のとおりでありますだけに、構成市町住民の福祉増進のため、議会としましても今後さらに努力してまいらねばならないものと思うところでございます。

結びに、今議会の運営にご協力を賜りました議員各位、管理者、監査委員及び職員の皆様に厚く感謝を申し上げまして、今定例会閉会にあたってのあいさつといたします。

ありがとうございました。

議長（菅原啓祐君） これをもって、第9回一関地区広域行政組合議会定例会を閉会します。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後3時26分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会議長 菅 原 啓 祐

一関地区広域行政組合議会議員 神 崎 浩 之

一関地区広域行政組合議会議員 木 村 實